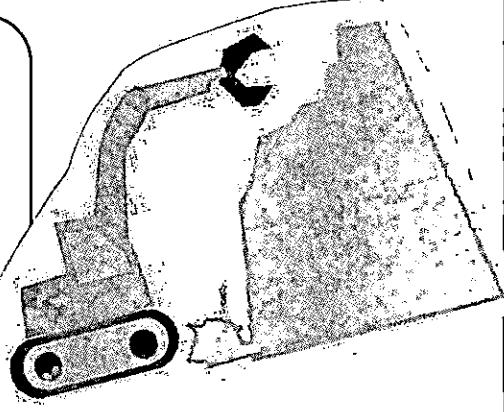


建築物の解体工事を 予定するみなさまへ

「建物」を解体する場合、事前に

【標識設置】、【事前説明（近隣説明）】
等が必要となります。（床面積 80 m²以上）



建築物を解体する場合、騒音や振動・粉じん等がどうしても発生し、少なからぬ迷惑を周囲にかけることになります。中にはその迷惑が民事紛争に発展するケースも・・・。

老朽化や建替えなどで我が家を解体しなければならない事情は、誰にでも起こりうること。でも、ちょっとした気遣いや事前の周知で、トラブルを回避することも多々あります。そこで寝屋川市では、良好な近隣関係と健全な生活環境の維持することを目的として、解体工事にかかる計画の周知等に関する事項及び事前の手続きを定めています。

解体工事をされる市民・事業者の皆さまのご協力をお願いいたします。

木造の場合

- ① 「解体工事のお知らせ」標識を現場へ設置
(工事着手予定日の14日前まで)
- ② 「解体工事標識設置届出書」、「標識の写真」を市役所へ提出
(「解体工事のお知らせ」標識設置後7日以内)
- ③ 関係住民（近隣住民）への事前周知（近隣説明）

非木造の場合

- ① 「解体工事のお知らせ」標識を現場へ設置
(工事着手予定日の30日前まで)
- ② 「解体工事標識設置届出書」、「標識の写真」を市役所へ提出
(「解体工事のお知らせ」標識設置後7日以内)
- ③ 関係住民（近隣住民）への事前周知（近隣説明会など）
- ④ 「解体工事事前周知報告書」を市役所へ提出
(工事着手の7日前までに)

建築物の解体工事における事前周知（近隣説明）について

【近隣説明の範囲について】

- 敷地境界線から、解体する建築物の高さの2倍の水平距離の範囲に居住・又は事業を営む者（水平距離が30mを超える場合は、30mの範囲内）
- 解体する建築物の敷地の隣接する建築物の所有者、又は隣接する公共施設の管理者
- 地元自治会を代表する者

【説明の実施について】

○木造以外の建築物の解体

- 説明の方法については、地元自治会を代表する者との協議をして決めてください。
- 関係住民に対しては、説明会の開催又はその他の方法により説明を行ってください。

○木造建築物の解体

- 説明の方法については、地元自治会を代表する者に工事概要説明及び事前報告を行ってください。
- 関係住民に対しては、説明会の開催又はその他の方法により説明を行ってください。

【説明の指針について】

- (1)解体建築物の用途、規模、構造
- (2)解体建築物の位置および隣接建築物との位置関係の概要
- (3)工期、解体方法、作業時間、作業内容
- (4)周辺への安全対策、騒音、振動、粉じん等に対する公害防止対策
- (5)作業範囲、資材、廃材等の搬出経路、工事車輌の通行経路、歩行者への安全対策
- (6)関係住民の財産損傷についての対策
- (7)石綿(アスベスト)、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、フロン類等の人体・環境に有害とされる物質の有無およびその処理方法
- (8)上記に掲げるもののほか、解体工事によって周辺の生活環境に及ぼす影響およびその対策

【近隣説明結果の市への報告について】

- 解体する建築物が、木造建築物以外の場合は、近隣説明した結果(説明箇所・関係住民等名簿・説明資料・説明内容)を、工事着工日の7日前までに、寝屋川市へ提出してください。
(解体工事事前周知報告書)